

檜原村観光協会レンタサイクル利用規約

本規約は、一般社団法人檜原村観光協会が運営するレンタサイクルの貸出事業（以下「本事業」という。）を利用するお客様に対して適用します。なお、この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

（目的）

第1条 本事業は、レンタサイクルの利用を通じて檜原村における観光の利便性を向上させ、また檜原村についての理解を深め、当エリアへの愛着を育んでもらうことを目的とします。

（利用資格）

第2条 本事業は、次の各号の全部に適合するお客様のみ利用することができます。

- （1） 本事業の趣旨に賛同し、本規約及び交通規則等を守ることができる方
- （2） 本事業運営者からの連絡が可能な電話番号を所有している方
- （3） 貸出日に身分証明書を携帯し、本事業運営者に提示することができる方
- （4） レンタサイクルの利用に耐えうる健康状態の方
- （5） 酒気を帯びていない方
- （6） 反社会的勢力でない方
- （7） 感染症、その他他人に伝染及び感染する恐れのある疫病のない方
- （8） 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者又は18歳以上の方（以下「保護者」という。）が同伴できる方。なお、この場合、利用申込に際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要です。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- （9） 過去に本事業による費用の滞納がない方
- （10） その他、本事業運営者が利用に適すと判断した方

（予約）

第3条 お客様は、電話連絡等により事前に予約することができます。

- 2 貸出状況によって、ご希望の車種を貸出できない場合があります。
- 3 予約なしでも当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約のお客様を優先します。
- 4 貸出日の当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に本事業運営者まで電話連絡してください。

（利用手順）

第4条 利用手順は、別紙「ご利用手順」のとおりとします。

（貸出品の返却）

第5条 お客様は、貸出品を返却予定時間までに返却してください。

- 2 貸出品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常又は故障があった場合は、速やかに本事業運営者にお伝えください。

（貸渡契約の成立）

第6条 貸出品の貸渡契約は、本事業運営者が貸出料金を受け取った後、お客様に貸出品を渡したときに成立します。

- 2 事故、盗難、その他本事業運営者の責によらない事由により、予約した貸出品を貸し出すことができない場合には、本事業運営者はお客様からの予約の承諾を取り消すことができるものとします。

（利用申込の無効）

第7条 本事業は、貸出期間中にお客様が次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなく申込みを無効とし、直ちに貸出品の返還を請求することができるものとします。この場合、本事業運営者が受け取った貸出料金は一切返金しません。

- （1） 本利用規約に反する行為を行ったとき。
- （2） お客様の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
- （3） 第2条に該当しなくなったとき。

（貸出期間超過）

第8条 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに本事業運営者まで連絡してください。

2 貸出期間を超過して返却した場合、別に定める延長料金を支払うものとします。

3 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合、お客様がその損害を賠償するものとします。

4 返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話、電子メール等で確認する場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、延長料金は発生します。

（故障・破損）

第9条 貸出品を故障又は破損した場合は、直ちに運転を中止し、本事業運営者まで連絡してください。

2 貸出品を直接本事業運営者に返却するのが難しい場合には、本事業運営者に連絡の上、交通の妨げにならない場所に鍵をかけて置き、公共交通機関やタクシー等を利用してお戻りください。

3 お客様の責に帰すべき事由により、貸出品を故障又は破損した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

（盗難・紛失）

第10条 盗難又は紛失があった場合、速やかに本事業運営者まで連絡してください。

2 お客様の責に帰すべき事由により、貸出品を盗難又は紛失した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

（事故）

第11条 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに本事業運営者まで連絡してください。

2 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。

3 お客様の責に帰すべき事由により、本事業運営者又は第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。

4 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行ってください。本事業運営者は、事故についての一切の責任を負いません。

5 自転車の故障によってお客様又は第三者に損害が発生しても、本事業運営者は一切の責任を負いません。

（禁止行為）

第12条 お客様は、貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、貸出品を使用させてはいけません。

2 お客様は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。

（1） 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為

（2） 危険箇所、不適當な場所又は方法での使用

（3） 歩行者等の通行障害となるような行為

（4） 貸出品の構造、装置等の改造及び変更

（5） その他、法令諸規則に反する行為

（不可抗力事由による途中終了）

第13条 貸出期間中、天災、その他の本事業運営者及びお客様のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出品が使用不能となった場合は、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を本事業運営者に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

（信義則）

第14条 本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた場合は、お客様と本事業運営者は誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

（合意管轄裁判所）

第15条 本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、本事業を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。